平成２２年（フ）第８４号
栃木県足利市田中町938－７レオパレスシンシア204号室、住民票上の住所栃木県足利市田島町１丁目２番地10
破産者　松村　　毅
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２６７号
東京都足立区入谷９－９－５　コーポサイトー103、住民票上の住所埼玉県深谷市上柴町西５丁目７番地44
破産者　稲葉　勝巳
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第９４号
新潟県柏崎市米山台４丁目６番19号
破産者　松井トミ子
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
石川県加賀市松が丘２丁目５番地の11
破産者　濱口建材こと　濱口久仁弘
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第５８４号
愛知県岩倉市大山寺町吸田５番地、住民票上の住所愛知県北名古屋市九之坪下葭田97番地
破産者　橡木　道春
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１０５７号
名古屋市東区筒井２―12―43　メゾンドマルキーズ501号室、申立時の住所京都市中京区壬生森町56番地20　第28長栄四条ＳＫハイツ304号
破産者　島田　大和
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２号
京都府綾部市安場町東ノ段１番地
破産者　安田こと　安　　貞雄
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
和歌山市塩屋６丁目２番85号　リベラルパレス塩屋201号室、開始決定時の住所和歌山県海南市沖野々201番地３
破産者　堀尾　忠司
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７９号
山口県防府市警固町１丁目14番35号　クイーンハイツ１－Ｄ
破産者　大場　　亨
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３３号
愛媛県松山市北梅本町597番地
破産者　青木　亮二
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成１８年（フ）第８３号
愛媛県西宇和郡伊方町川之浜594番地　瀬戸あいじゅ、破産開始決定時の住所愛媛県八幡浜市向灘229―14老人保健施設青葉荘
破産者　福山　博幸
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第３３４号
熊本市麻生田４丁目27番20号、開始決定時の住所熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北１丁目13番５号
破産者　横山美奈子
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２２号
熊本県天草市亀場町亀川72番地１
破産者　川上　力夫
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第３６号
熊本県天草市久玉町612番地３
破産者　川邊　利晃
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第４０号
熊本県天草市御所浦町横浦324番地
破産者　奥田　東興（旧姓小平）
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第１７５号
宮崎県西都市大字調殿393番地３　ＩＴＯコーポ101号、住民票上の住所宮崎県児湯郡都農町大字川北4868番地２
破産者　倉掛　征男
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４２号
宮崎県小林市野尻町東麓3978番地50
破産者　中原　俊郎
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

第明治三二十五種郵便物認可
発行所　独立行政法人国立印刷局　〒一〇八―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目三番一号　電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、三六〇円）　本号一部　一三六円（本体一二四円）　（配送料別）